

鋼材の使用区分に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編及び CS 編

改正事項

鋼材の使用区分に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S6 では、船舶の構造部材に用いる鋼材の使用区分に関する要件を規定しているが、メンブレンタンクを有する LNG 船の強力甲板より上方に設けられる縦強度部材となる縦通板部材に適用する要件が明確でなかった。

そのため、IACS では上記部材に適用する鋼材の使用区分に関する要件を明確化すべく当該統一規則の見直しを行うと共に、一部適用が不明確であったその他部材の要件を明確化し、IACS 統一規則 S6(Rev.7)として 2013 年 4 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 S6(Rev.7)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 強力甲板上方に設けられる縦強度部材となる縦通板部材に適用する鋼材の使用区分に関する規定を明確にした。
- (2) メンブレンタンクを有する液化ガスばら積船の強力甲板上方に設けられる縦通板部材における、ドーム周りの開口隅部に適用する鋼材の使用区分に関する規定を追加した。
- (3) ビルジ外板及び貨物倉口縁材等に使用する鋼材の使用区分に関する規定を明確にした。